七　廃牛脊柱を適正に処分する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃牛脊柱のみの処分を業として行う場合に限る。）

イ　（略）

ロ　法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

ハ　（略）

八・九　（略）

（一般廃棄物処理業に係る変更の届出等）

第二条の六　法第七条の二第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　次に掲げる者

イ　法第七条第五項第四号リに規定する法定代理人

ロ　（略）

ハ　法第七条第五項第四号ルに規定する政令で定める使用人

三・四　（略）

2　（略）

（法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出）

第二条の七　法第七条の二第四項の規定による届出は、法第七条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。

一・二　（略）

三　法第七条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具体的事由

四　（略）

（法第七条の二第五項の規定による欠格要件に係る届出）

第二条の八　法第七条の二第五項の環境省令で定める者は、精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となつた者とする。

2　法第七条の二第五項の規定による届出は、同項の者が前項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第一号及び第二号に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。

（一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第三条　（略）

2・3　（略）

4　法第八条第二項第九号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　申請者が法第七条第五項第四号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。第五条の十一第一項第六号、第六条第一項第七号、第六条の二十四の八第三項第七号、第九条の二第一項第七号、第十一条第五項第六号、第十二条の十一の十二第一項第六号及び第十二条の十二第一項第七号において同じ。）

七～九　（略）

七　廃牛脊柱を適正に処分する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃牛脊柱のみの処分を業として行う場合に限る。）

イ　（略）

ロ　法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ハ　（略）

八・九　（略）

（一般廃棄物処理業に係る変更の届出等）

第二条の六　法第七条の二第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　次に掲げる者

イ　法第七条第五項第四号チに規定する法定代理人

ロ　（略）

ハ　法第七条第五項第四号ヌに規定する政令で定める使用人

三・四　（略）

2　（略）

（法第七条の二第四項の規定による欠格要件に係る届出）

第二条の七　法第七条の二第四項の規定による届出は、法第七条第五項第四号イからへまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。

一・二　（略）

三　法第七条第五項第四号イからへまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具体的事由

四　（略）

（新規）

（一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第三条　（略）

2・3　（略）

4　法第八条第二項第九号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　申請者が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。第五条の十一第一項第六号、第六条第一項第七号、第六条の二十四の八第三項第七号、第九条の二第一項第七号、第十一条第五項第六号、第十二条の十一の十二第一項第六号及び第十二条の十二第一項第七号において同じ。）

七～九　（略）